

## アクティビティ・ベース整備事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 アクティビティ・ベース整備事業費補助金（以下「補助金」という。）については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、単なる県内観光の情報提供だけではなく、外国人観光客の多様なニーズに対応するためのコンシェルジュ機能を備えた拠点であるアクティビティ・ベース（ツアー、交通、ガイド等を総合的に手配・販売する拠点をいう。以下同じ。）を整備することで、来県者の満足度を高め、滞在時間の延伸及び観光消費額の向上を図ることを目的とし、これに要する経費について予算の範囲内で補助する。

### (補助要件)

第3条 補助金交付の要件は、別表第1に掲げるとおりとする。

### (補助対象者)

第4条 補助金交付の対象者は、別表第2に掲げるとおりとする。

### (補助対象経費等)

第5条 この補助金は、アクティビティ・ベースの整備に必要な経費であって、別表第3に掲げるもののうち、知事が必要かつ相当と認められるものについて交付する。

### (補助金交付の申請)

第6条 この補助金の交付を受けようとする者（以下、「交付申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 交付申請者は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

### (補助金交付の決定)

第7条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めるときはすみやかに交付の決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）を交付申請者に送付するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(補助対象事業の経理等)

第8条 前条の規定に基づく交付決定を受けた交付申請者（以下、「補助事業者」という。）は、補助対象経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了（廃止の承認を受けた場合も含む。）の日の属する年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(補助金交付の条件)

第9条 補助金交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更しようとするときは、事業変更承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。
- (2) 知事は、第6条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、相当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- (3) 知事は、第6条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- (4) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、事業中止・廃止承認申請書（様式第4号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支状況について、知事の要求があったときは、すみやかに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の2月15日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて、知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条の規定により実績報告書を受理した場合は、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認められた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、山梨県補助金等交付規則第17条第3項に規定する割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### (補助金の交付方法)

- 第13条 知事は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、概算払いにより交付することができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

#### (財産の処分及び管理)

- 第14条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し又は効用が増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具(以下「取得財産等」という。)については、次項に定める期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
  - 3 財産処分制限期間は、補助金交付の目的及び「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)」を勘案し、交付決定時に示すものとする。
  - 4 補助事業者は、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、財産処分承認申請書(様式第8号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

#### (交付決定の取消等)

- 第15条 知事は、第9条第4号の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
  - (4) 補助事業者が交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
  - (5) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
  - 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、そ

の命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、山梨県補助金等交付規則第17条第1項に規定する割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第11条第3項の規定を準用する。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定報告書(様式第9号)によりすみやかに、知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和5年8月21日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の執行後もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

補助金交付の要件
<p>第2条の達成に資する事業で、次に掲げる事項の全てを満たすもの。</p> <p>(1) 地域のアクティビティ事業者等とネットワークを構築しながら、コンテンツの掘り起こしや磨き上げ、県内回遊を促進するツアー造成等を地域のアクティビティ事業者とともに行うこと。なお、ツアー造成にあたっては、複数の外国人を招聘した実証ツアーを実施すること。</p> <p>(2) 外国人観光客の利便性を考慮した整備とすること。（コンシェルジュの設置、多言語対応、キャッシュレス対応、アクセスのしやすさ、多様な宗教・習慣への配慮、カスタマーセンター機能等）</p> <p>(3) アクティビティ・ベースを運営する際に取得した利用者データ（個人情報を除く国籍・性別・旅行形態・利用アクティビティ・問い合わせは必須。それ以外は補助事業者と協議のうえ決定）を別途指定する報告様式により月1回県に共有すること。</p> <p>※共有データは県によるインバウンド施策へ活用（必要に応じて公表）</p>

別表第2（第4条関係）

補助金交付の対象者
<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(1) アクティビティ・ベースの整備・運営に必要な組織、人員等を備えていること。</p> <p>※旅行業法に基づく旅行業の登録及び外国人対応可能なコンシェルジュ設置は必須。</p> <p>※複数の事業者による共同事業体での応募も可能。</p> <p>(2) アクティビティ・ベースの整備・運営に必要なノウハウ及び管理能力を有すること。</p> <p>※整備後3年間の事業計画を作成し、5年以上を目指した運営を行うこと。</p> <p>(3) 法令等もしくは公序良俗に反していない、もしくは反するおそれがないこと。</p> <p>(4) 会社再生法に係る更生手続きの申立てや民事再生法に係る再生手続き開始の申立てがなされていないこと。</p> <p>(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。</p>

別表第3（第5条関係）

補助対象経費（費目）	補助率	補助限度額
1 報償費 2 旅費 3 需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費等） 4 役務費（通信運搬費、保管料、広告料、手数料、保険料等） 5 委託料 6 使用料及び賃借料 7 原材料費 8 備品購入費 9 人件費（外国人対応可能なコンシェルジュや通訳案内士等に限る） 10 工事請負費 11 その他アクティビティ・ベースの整備に要する経費	当該経費の2分の1以内	10,000千円
(注)原則、外国人観光客に対応するアクティビティ・ベース運営開始前の整備に係る経費のみを対象とする。ただし、上記1、2、4、9については、アクティビティ・ベース整備完了日（運営開始日）から令和6年2月15日（実績報告書最終提出期限）までに支払事由が確定しており、かつ、支払いが完了している経費も補助対象とする。		

年 月 日

山梨県知事

殿

住 所  
名 称  
代表者氏名  
T E L

印

アクティビティ・ベース整備事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙事業計画書のとおり事業を実施したいので、アクティビティ・ベース整備事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 事業提案書（様式第 1 号の 2）
- 3 誓約書（様式第 1 号の 3）
- 4 その他添付書類

連絡担当者

部 署 名	
氏 名	
電 話 番 号	
メールアドレス	

# アクティビティ・ベース整備事業 【事業提案書】

## 【（申請者名）】

- 本様式は、自由にデザインを変更して頂いて構いません。  
（スライドサイズを16:9に変更することも可とします。）
- 提案書は簡潔な記載を心がけてください。
- 提出時に、各スライドに青文字で記載してある説明文は削除してください。

# 1 申請者の概要

- 申請者の名称、設立年月日、資本金、代表者の氏名、主な事業、直近の売上高、自社の強みなど、概要を記入してください。

✓ 審査基準：①実施体制・計画の妥当性

## 2 アクティビティ・ベース整備スケジュール

- 交付決定（予定）日から完成までの工程表を、線表などを用い、5W1Hを明記して記載してください。
- 作成にあたっては、募集案内 5. 整備事業の実施・補助期間に記載されている〈スケジュール（目安）〉を踏まえたものとしてください。

✓ 審査基準：①実施体制・計画の妥当性

### 3 アクティビティ・ベースを整備する地域

- アクティビティ・ベースを整備する地域（峡中、峡東、峡南、峡北、富士・東部）を記入してください。具体的な場所が決まっている場合には、所在（予定）地を記入してください。整備する地域に、第2候補があれば、併せて記入してください。
- 上記地域を選定した理由とともに、その地域において、観光客を迎え入れる際に課題となっていることを具体的に記入してください。
- 上記の課題を、アクティビティ・ベースがどのように解決するのか、記入してください。

✓ 審査基準：②現状認識・課題整理、⑤事業の実現可能性

## 4 アクティビティ・ベースの整備計画

- 整備予定のアクティビティ・ベースについて、完成時の位置、面積、構造、施設・設備等の配置など、ハード面の概要が分かるように説明いただくとともに、必要に応じ、平面図・立面図などを添付してください。
- ✓ 審査基準：③整備内容の妥当性、④事業の実現可能性

## 5 アクティビティ・ベースにおいて展開するサービス等

- 整備後のアクティビティ・ベースで提供するサービスについて、具体的に記入してください（コンシェルジュ機能及び多言語対応を必須とします）。
- 上記サービスの提供を可能とする組織体制・人員配置を具体的に記入してください。
- 上記サービスを提供するために、自社以外の事業者と連携する場合には、その連携先、具体的な連携方法について記入してください。

✓ 審査基準：④募集要件の網羅性、⑤事業の実現可能性

## 6 アクティビティ・ベースへの誘客手法と想定利用者数

- アクティビティ・ベースへの誘客手法と想定利用者数を具体的に記入してください。
- 想定利用者数に関しては、その数値の根拠も合わせて記入してください。

✓ 審査基準：⑤事業の実現可能性

## 7 令和6年度～令和8年度の事業計画

- 令和6年度～令和8年度におけるアクティビティ・ベースの運営体制、方法、サービス展開について具体的に記入してください。

✓ 審査基準：⑥令和6年度以降の運営計画の妥当性

## 8 独自提案

- 以上のほか、アクティビティ・ベース整備の効果を一層高めるために構想している独自の提案などがあれば、記入してください。

✓ 審査基準：⑦独自提案の内容

## 9 アクティビティ・ベース整備に係る想定収入・支出 (収支予算書)

- 収入・支出見積と申請する補助金額を記載してください（税抜）。
- 収入項目は、補助金と自己資金を想定しています。自己資金については、分かる範囲で調達方法を記入してください。
- 本事業の補助金額は、支出金額（経費支援対象費用）の総額の2分の1が上限になります。経費支援の対象費目は、募集案内をご確認ください。
- 審査の過程で、申請する金額より交付決定金額が減額になる可能性もあります。
- 収支予算の記入に当たって、必要に応じ、次のページに掲出する表をご活用ください。

✓ 審査基準：③整備内容の妥当性、⑤事業の実現可能性

収入の内訳	収入項目	金額	備考
	補助金	¥0	
	自己資金	¥0	
	その他の収入	¥0	
収入合計(A)		¥0	
支出の内訳	支出費目	金額	備考
	①報償費	¥0	
	②旅費	¥0	
	③需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本日、光熱水費等)	¥0	
	④役務費(通信運搬費、保管料、広告料、手数料、保険料等)	¥0	
	⑤委託料	¥0	
	⑥使用料及び賃借料	¥0	
	⑦原材料費	¥0	
	⑧備品購入費	¥0	
	⑨知的財産権等関連経費	¥0	
	⑩人件費	¥0	
	⑪工事請負費		
⑪その他アクティビティ・ベースの整備に要する経費	¥0		
B. 支出合計(補助金対象経費)		¥0	
C. 補助金対象外経費		¥0	
D. 総事業費(B+C)		¥0	
補助対象経費の合計(B)		補助金申請額(Bの1/2以内)	総事業費(D)
¥0		¥0	¥0

## 誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

### 記

- 1 自己又は団体の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 自己、団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

山梨県知事

殿

〔 法人、団体にあつては事務所所在地 〕

住 所

〔 法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名 〕

（ふりがな）

氏 名

Ⓜ

生年月日 （明治・大正・昭和・平成） 年 月 日

第 年 月 日

殿

山梨県知事 印

アクティビティ・ベース整備事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日に申請のあったアクティビティ・ベース整備事業費補助金については、アクティビティ・ベース整備事業費補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり交付することに決定したので、通知します。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、令和 年 月 日（交付決定日）から令和 年 月 日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
  - (1) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
    - ア 補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の 20%以内を増減させる場合
    - イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
  - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
  - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反したとき

イ 補助金を本事業以外の用途への使用をしたとき

ウ 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき

エ 交付決定後生じた事情の変更等で、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき

オ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき山梨県補助金等交付規則第17条第1項に規定する割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、6(1)のエに規定する場合を除き、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、山梨県補助金等交付規則第17条第3項に規定する割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

8 補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の2月15日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所  
法人の名称  
代表者氏名  
T E L  
印

アクティビティ・ベース整備事業費補助金事業変更承認申請書

令和 年 月 日付 第 号で交付決定のあった補助事業について、次のとおり変更したいので、アクティビティ・ベース整備事業費補助金交付要綱第 9 条第 1 号の規定により、次のとおり申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

※交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更後の内容が分かる書類を添付すること。

連絡担当者

部 署 名	
氏 名	
電 話 番 号	
メールアドレス	

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所  
法人の名称  
代表者氏名  
T E L  
印

アクティビティ・ベース整備事業費補助金事業中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日付 第 号で交付決定のあった補助事業について、次のとおり事業を中止・廃止したいので、アクティビティ・ベース整備事業費補助金交付要綱第 9 条第 4 号の規定により、次のとおり申請します。

1 中止・廃止の理由

2 中止・廃止年月日

※参考となる書類を添付すること。

連絡担当者

部 署 名	
氏 名	
電 話 番 号	
メールアドレス	

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所  
法人の名称  
代表者氏名  
T E L  
印

アクティビティ・ベース整備事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付 第 号で交付決定のあった補助事業について、アクティビティ・ベース整備事業費補助金交付要綱第 11 条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 事業報告書 (様式第 5 号の 2)
- 2 収支決算書 (様式第 5 号の 3)
- 3 その他添付書類

4 支払の方法

(1) 現金 指定金融機関名 \_\_\_\_\_  
(2) 口座振替 振替先銀行名 \_\_\_\_\_ 預金種別 (当座・普通)  
口座名 \_\_\_\_\_ No. \_\_\_\_\_

連絡担当者

部 署 名	
氏 名	
電 話 番 号	
メールアドレス	

## 事業報告書

申請者の名称	
事業の実施状況	
事業の成果	
令和 6 年度以降の 運営方針	

※整備内容が分かる写真を添付してください。（様式任意）

※用紙が足りない場合は適宜追加してください。

※取得したデータの提供や成果の公表等については、別途依頼させていただきます。

収 支 決 算 書

○収入の部

単位：円

区 分	交付決定額	決算額	備 考
県補助金			
自己資金			
その他			
合 計			

○支出の部

単位：円

区 分	交付決定額	決算額	補助金充当額	備 考
合 計				

※「決算額」欄は、具体的な支出内容（品目名等）、数量及び価格が分かるように記載してください。

※契約書・領収書等の支出内容が分かる資料を必ず添付してください。

第 年 月 日

殿

山梨県知事 印

アクティビティ・ベース整備事業費補助金額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあったこのことについては、アクティビティ・ベース整備事業費補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、次のとおり補助金の額を確定します。

確定額	円
概算払済み額	円
精算払額	円
返納額	円

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

住 所  
法人の名称  
代表者氏名  
T E L  
印

アクティビティ・ベース整備事業費補助金概算払請求書

年 月 日付 第 号で交付決定のあったアクティビティ・ベース整備事業費補助金について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

1 概算払請求額 円

補助金交付 決定額 ①	既 概 算 交付額 ②	差 引 額 ① - ② = ③	今 回 概 算 請求額 ④	備 考

2 概算払請求の理由

3 支払の方法

(1) 現金 指定金融機関名 \_\_\_\_\_

(2) 口座振替 振替先銀行名 \_\_\_\_\_ 預金種別 (当座・普通)

口 座 名 \_\_\_\_\_ No. \_\_\_\_\_

山梨県知事

殿

住 所  
法人の名称  
代表者氏名  
T E L

印

アクティビティ・ベース整備事業費補助金財産処分承認申請書

年 月 日付 第 号により交付決定及び確定通知があったアクティビティ・ベース整備事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、アクティビティ・ベース整備事業費補助金交付要綱第 1 4 条第 4 項の規定に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類

連絡担当者

部 署 名	
氏 名	
電 話 番 号	
メールアドレス	

山梨県知事 殿

住 所  
法人の名称  
代表者氏名  
T E L  
印

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けたアクティビティ・ベース整備事業費補助金について、アクティビティ・ベース整備事業費補助金交付要綱第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助金額
- 2 補助金の額の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 4 補助金返還額（3－2）

その他添付書類

返還額に係る積算の内訳等

連絡担当者

部 署 名	
氏 名	
電 話 番 号	
メールアドレス	